

広島県在籍型出向等支援協議会 設置要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持する重要性が高まっている。このため、地域において関係機関が連携し、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業の開拓等を推進することを目的として、広島県在籍型出向等支援協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

2 構成員等

地域協議会の構成員は、別紙1のとおり、経済団体、労働団体、金融機関、出向支援組織、関係団体及び行政機関の各機関とする。

なお、地域協議会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 地域協議会の開催

地域協議会は年度1回を目安に開催することとするが、その他必要に応じて開催できるものとする。

4 協議事項

地域協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- (2) 地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること。
- (3) 地域における関係機関間の連携に関すること。
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること。
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

5 事務局

地域協議会の事務局は、広島労働局職業安定部に置く。

6 その他

- (1) 地域協議会の議事については、別に地域協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和3年6月24日から施行する。